

令和4年度第2回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和4年7月14日(木) 10時00分から10時55分まで
開催場所 及び出席者	本庁舎 第1会議室 ○審議会委員(湯沢委員、佐藤委員、眞庭委員、居村委員、杉浦委員、高橋委員、石田委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第2回渋川市太陽光発電設備設置審議会次第 ・座席表(渋川市太陽光発電設備設置審議会委員名簿) ・議案第5～13号 太陽光発電設備設置に係る許可申請について ・令和4年度第2回渋川市太陽光発電設備設置審議会 議案一覧表 ・事業計画概要書 ・申請地の現況写真 ・様式第13号 事業計画の許可申請書及び添付書類一式 ・様式第15号 事業計画の変更許可申請書及び添付書類一式 ・付議書の写し
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	<p>(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について</p> <p>議案第5号について、許可相当とする。 議案第6号について、許可相当とする。 議案第7号について、許可相当とする。 議案第8号について、許可相当とする。 議案第9号について、許可相当とする。 議案第10号について、許可相当とする。 議案第11号について、許可相当とする。 議案第12号について、許可相当とする。 議案第13号について、許可相当とする。</p> <p>(2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 令和4年9月26日(月)14時から</p>

令和4年度第2回太陽光発電設備設置審議会での意見等

(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等	回答等
1	隣り合った事業地を分ける基準は。	太陽光発電設備の設置については、国の認定を受け、電力会社と契約を締結した計画と同じ事業地で申請を受けている。
2	文化財保護法の届出とは。	周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、文化財保護法第93条に規定する届出が必要である。